SURE 静岡大学学術リポジトリ

Shizuoka University REpository

ブランカ・デ・ナバーラ(1424-64年)にみるエヴルー 朝の正統性と政治文化

メタデータ 言語: ja 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2014-12-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大原, 志麻 メールアドレス: 所属: https://doi.org/10.14945/00007997 URL

ブランカ・デ・ナバーラ (1424-64年) にみる エヴルー朝の正統性と政治文化

大 原 志 麻

はじめに

歴史上ブランカ・デ・ナバーラと呼ばれる女性たちについて、我が国ではほとんど知られていない。スペインにおいても、これらのナバーラ王家に属する女性たちは、よく聞かれる名前であるものの、アラゴンのフアン2世やカスティーリャのエンリケ4世の妃としての副次的な叙述に留まり、あまりその実態は理解されていない 1 。



図1. パンプローナ中心にあるブランカ2世広場 (筆者撮影)2

その理由の一つに、ブランカ1世、ブランカ2世期のナバーラの衰退がある。 13世紀の拡張の時代に取り残されたナバーラは弱体化の途にあり、奉仕を求め たカルロス3世が多くの貴族を新設したため、乏しい財源を巡り王国内がベア モンテ派とアグラモンテ派に分裂し、内戦が続いた。1512年のカスティーリャ

¹ Ramírez Vaquero, E., "La reina Blanca y Navarra", Príncipe de Viana, Nº 217, 1999, pp.323-340. P. 323.

² 現地ではこのナバーラの中心にある広場がプランカ1世のものだと勘違いされていることが多い。また、概説の中には、サンタ・マリア・ラ・レアル・デ・ニエバのプランカ1世の墓が写真付きでプランカ2世のものであると堂々と紹介されているものもあり(Martín, J.L., Enrique IV de Castilla. Rey de Navarra, príncipe de Cataluña, Nerea, 2003, p.123.)、かなりの混同がみられる。

による併合前夜であるブランカ1世期以降は、アラゴンのフアン2世に始まる外からの内政干渉のみが、ナバーラの秩序となる³とされていることから、大国であるカスティーリャやアラゴンと比べて二次的に扱われてきた。また、女性であるブランカ・デ・ナバーラは、不均質な中世のジェンダー研究において未だ主体的な研究が進んでおらず、男性の王の歴史、すなわち、それぞれの夫であるアラゴン王フアン2世そしてカスティーリャ王エンリケ4世の治世に関する研究の中で、婚姻によりナバーラにおけるトラスタマラ朝が始まったこと、そしてカスティーリャ王エンリケ4世の最初の妃として、補足的に述べられるに留まる。

本稿では、これまでの男性の配偶者の側からやイベリア半島の他の大国の陰に置かれた視点からではなく、主体的にブランカ・デ・ナバーラ、特に上述のブランカ1世の王位継承者であるブランカ2世の実像を明らかにしていく。アラゴン王フアン2世の妃でもあったブランカ1世は「15世紀前半のヨーロッパ政治における際立った女性である」と評価されている 4 。初婚でシチリア王妃だったブランカ1世は、夫マルティン1世の存命中はシチリア王国の摂政を、そしてその死後は国王代理を務め上げた 5 。後のアラゴン王フアン2世との再婚によりイベリア半島に戻るが、父カルロス3世高貴王の後は、ナバーラ女王として自ら統治し、女王の称号を決して放棄することはなかった。フアン2世はカルロス3世により、妻に属する諸権利から除外された王婿に過ぎず、実際ナバーラにはほとんど足を踏み入れることはなく統治の実態はない。

その長女であるブランカ2世は、夫であるカスティーリャ王エンリケ4世の性的不能による結婚無効のインパクトのみが強い。離別後の足跡は知られておらず、その後「歴史から姿を消した」6とされている。しかし、ブランカ2世は、カスティーリャを去った後、ビアナ公カルロスとして知られる兄カルロス4世の遺言によりその王位継承者となり、兄の死後、ナバーラ国内の最大党派ベアモンテに推挙されている。いつ開戦してもおかしくない緊張状態にあるエヴルー朝とトラスタマラ朝間の戦争を回避しつつ、父によるナバーラ王位の簒奪に抗

Boissonnade, Historia de la incorporación de Navarra a Castilla, ensayo sobre las relaciones de los príncipes de Foix-Albert con Francia y con España (1479-1521), Institución Príncipe de Viana, 2005, p.103.

⁴ Valdeón Baruque J., "Castilla en tiempos re doña Blanca", Príncipe de Viana, Nº 216, 1999, pp.25-34, p.25. Ramírez Vaquero, E., Ibid., p.323.

⁵ Fodales, S., "Blanca de Navarra y el gobierno de Sicilia", *Príncipe de Viana*, N°217, 1999, pp.311-321, pp.317-318.

⁶ Perez-Bustamante, R., Calderón Ortega, J.M., Enrique IV de Castilla 1454-1474, Burgos, 1998, p.92.

い、フランスへのエステージャ割譲を回避し、ナバーラ王国を保護するなど、15世紀のイベリア半島史におけるトラスタマラ朝とエヴルー朝の中心にいるバランサーでもあった。そのような外国からの干渉に抗う、毅然とした「正統な女王であるブランカ2世」像は、ナバーラにおいてその後も強い影響力を持ち続ける。19世紀にナバーラがナポレオン戦争と自由主義憲法の制定により、その伝統的かつ歴史的な独立が危機に瀕した中で、ブランカ2世は、ナバーロ・ビジョスラーダによる国民文学の中で外来の敵に抗うヒロインとして描かれ⁷、その正統性と品位からナバーラの本質を表象しているとされている。

中世において、宮廷の中での女性の「インフォーマルな権力」が行使されたことは自明のことであるとされ、家父長制に対して女性が受身であったとするのはアナクロである 8 とされている潮流の中で、ブランカ・デ・ナバーラ研究は、まだ等閑にされたままである。本稿では、中世史研究において過小評価されてきたブランカ・デ・ナバーラを再評価する。また、何の権威もなかったフォア朝、アルブレ朝に対して、エヴルー朝の威光は、併合後も数世紀にわたって存続し、ブランカ1世の遺言書は、スペイン王フェリペ5世期の裁判文書の中で引用される。ここでは、今日まで影響力を持つブランカ像の背景とエヴルー朝の正統性を確立していった政治文化について明らかにしていく。

1、ブランカ・デ・ナバーラをめぐる政治文化

1512年にカスティーリャ王国に併合されるまで、シャンパーニュ朝(1234-1305年)、エブルー朝のナバーラ王国では、数人の女性が王位についており、女性による王位継承と女王の夫の王権からの除外の伝統が確立している。サンチョ7世は、1234年に亡くなる際、自分の姉妹であるブランカの息子シャンパーニュ伯テオバルド1世を女系により王位につけた。フアナ1世は、1284年にフランス王フィリップ美男王と結婚したが、ナバーラ王国はフィリップを王として認めず、王婿であるのみとした。15世紀以降のナバーラ王国では、女性が次々と

⁷ Navarro Villoslada, Doña Blanca de Navarra, crónica del siglo XV, Madrid, 1846.

⁸ Aurell, M., La dama en la corte bajomedieval, Pamplona, 2001, p.IX.

⁹ Usunáriz Garayoa, J.M., *Historia breve de Navarra*, Madrid, 2006, p.71-76. フアナ1世とフィリップ美男王との婚姻の際、ナバーラ国境を守ることが約された。またフアナ1世が1305年に亡くなった際、夫ではなくその息子たちに継承権があることが法的に確認された。ルイ喧嘩王の娘でエブルー伯と結婚していたフアナ2世は、1328年4月のサン・ジェルマン・アン・レーの議会でナバーラについての権利が認められ、フエロに基づき戴冠し、大盾が掲げられて宣誓された。

王位につくが、この時期のナバーラ王国の女王の権限を定義するのは非常に困 難である。ブランカ1世とブランカ2世そしてレオノール1世は、アラゴン王 フアン2世の介入によって、カタリーナ1世は、ナバーラがフランスとカス ティーリャ間の係争の場となったことから、フアナ1世やフアナ2世の時のよ うな、フエロに沿った女王の「善き統治」がままならなかった10。しかし、他 国の強力な介入があってもなおフエロによる女性の継承権は認められている。 またカルロス1世は、カスティーリャにはナバーラを併合する権利がないこと を確認し11、アラゴン王妃ジュルメーヌ・ド・フォアのレオノール1世に由来 する継承権を譲渡してもらい、これを正当化している12。このようにかなり後 の時代になっても、名目的に女系の権利を立てなければならなかったのである。 このような女系の権利が大義名分となりうる背景には、パンプローナ朝、シャ ンパーニュ朝、エヴルー朝、フォア朝、アルブレ朝といった王朝交代をこえた 文化的素地がある。ナバーラ王家では、フアナ13そしてブランカの名前が好ん で女性につけられた。歴史上有名なブランカ・デ・ナバーラは6人いる。時代 順に、カスティーリャ王サンチョ3世の王妃で、アルフォンソ8世の母となる パンプローナ朝のブランカ(1137-56年)、自らの継承権によりシャンパーニュ 朝のテオバルド3世を王位につけたブランカ(1177-1229年)、政治手腕で有名 なブルターニュ公妃ブランカ(1226-83年)、そして以下に述べるエヴルー朝の 三人のブランカである。仏王フィリップ4世 (1328-50年) 妃ブランカは、La belle sagesseと呼ばれ、フランス王は、元々王太子妃としてフランスにやって きたブランカの美しさに魅了され、自らの王妃としている。フランスとナバー ラの関係は、このブランカ・デ・ナバーラが間に入ることにより、穏当にバラ

Segura Graiño, C., "La transición del medievo a la modernidad", Historia de las mujeres en España, Madrid, 1997, pp.219-245, p.233.

¹¹ Boissonade, op.cit., p.674.

¹² Boissonade, op.cit., p.690-691. ジュルメーヌは、ナバーラ女王レオノールの孫であり、ナルボナ派の王位請求者フアンの娘にしてヌムール公の姉であることから生ずる諸権利を、亡き夫フェルナンドの後継者に恵与するとした譲渡文書を1518年8月22日に作成した(シマンカス総合文書館蔵)。「我々をその庇護下に置き、よき処遇と名誉を惜しげもなく与えてくれた。我々をその王国、領土、庇護下に在るよう説得してくれた。その恩恵は、母が息子に与えるように、その拡大のために行動させるものである。我々が譲渡するものは、永久に我々自らの行為と認識から、拘束されることなく、無償かつ自発的に前述のナバーラ王国の我々が所有している、もしくは将来所有しうるであろう全ての権利、訴訟、係争、申請、請求を我々の母性愛の証明のために与えることを欲している。前述のカトリック王カルロスとその後継者のために、譲られ、移されるものである」。

¹³ ブランカ1世の姉、ブランカ2世の姉である早世した長女たちの名はいずれもフアナである。

ンスが保たれた。弟であるナバーラ王カルロス2世(1332-87年)は、この時代の貴族の女性の規範となる徳高い女性とされたこの姉に、後のカルロス3世の養育を任せている。このブランカの遺言書には、多くの名づけ子Blanca, Blanche, Blanchete, Blanchartoの名があげられており、彼女たちとの精神的なつながりが見られる。また遺言の中では、会ったことのない姪であるにもかかわらず、同名である後のブランカ1世への格別の配慮がみられる14。

またエヴルー朝の特徴として、イニシャルによる家族間のつながりの明示と、それを用いた継承権の正統化がある。イニシャルについては、まずKarolusのKが世襲のものとしてカルロス期、特にカルロス3世期に整えられ、ビアナ公カルロスに引き継がれた。父フアン2世とのナバーラ王位をめぐる抗争に際し、王冠を戴いたKで造られた貨幣により、ビアナ公の王位が正統であるという主張がされた 15 。なお、lebrel(ハウンド)は、l'Évreuxと発音が似ているため、紋章や肖像画に用いられ、ビアナ公カルロスは黒いハウンドを用い、ブランカの場合は白いハウンドを用いた 16 。

ブランカの場合も、印章、ミサの聖堂のアーチの装飾、衣装の袖飾りや棺の装飾におけるbの多用が目立つ¹⁷。パンプローナ大聖堂の天井装飾にはエヴルー朝の諸王の紋章や、彼らを象徴する図版が用いられるが、ブランカ1世を表すbは王冠を戴き、ブランカの場合は白いハウンドと百合の花とクジャクの羽が描かれ、三本のリボンが中心に位置する図柄となっている。このように、王権の正統性を示すための紋章が、カルロス3世期以降にカルロスそして同様にブランカで整えられたのである。

¹⁴ Narbona Cárceles, M., "La "Discreción Hermosa": Blanca de Navarra", La dama en la corte bajomedieval (ed. Aurell, M.), Pamplona, 2001, pp.75-116.

Narbona Cárceles, M., "¡Ay!...las divisas de Carlos de Évreux. Príncipe de Viana (1421-61)", Príncipe de Viana, N°253, 357-374, p.359. ナバーラ王位の正統性を示すために1455年から造られた王冠を 戴くKの貨幣は、アラゴン王フアン2世の怒りをかい、父子の対立が先鋭化した。

¹⁶ カルロス 3 世は、善き信仰と白いハウンド勲章を創設し、騎士叙任式を催した。Campión, A., Nabarra. En su vida histórica, Tafalla, 2012, p.228.

Menéndez Pidal, F., Sellos medievales de Navarra, Pamplona, 1995, p.183.



図2. ビアナ公カルロスの貨幣 (ナバーラ博物館にて筆者撮影)

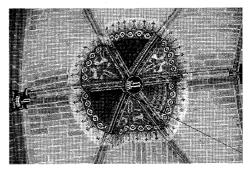


図3. パンプローナ大聖堂の王冠を戴く 白いゴシック体のbと白いハウンド (筆者撮影)

高貴王と呼ばれたカルロス3世の治世は、「停戦の時代」と呼ばれる平穏な時期で、貴族、王室礼拝堂、図書館、動物園、闘牛場¹⁸などの建築物や施設といった王権を誇示する舞台装置や、瘰癧治療による「王の奇跡」など儀礼の強化がされた。入市儀礼の伝統はナバーラにはないが、それは王が頻繁に王国中を移動し、入市が珍しくないことから、顕著な儀礼とはならなかったと考えられる。しかしこれらの儀礼や外交にかかる費用、エヴルー伯というフランス王の臣下であり、フランス王国内に散らばる広大な所領の管理のための度重なるフランスへの旅によって出費が嵩み、財政難をまねいた。

¹⁸ Campión, A., op.cit., p.228. 1385年8月に、闘牛が初めて催された。



図4. エヴルー朝ナバーラ王の所領19

また多くの新設された貴族の奉仕への代償は高くつき、乏しい資源をめぐり内 戦となった。エヴルー朝の王権儀礼は、ブランカ1世の葬儀を最後に輝かしい 権力の表象としての機能に終止符を打つこととなる²⁰。しかし、エヴルー朝の 王権儀礼の記憶は、その後の正統性の淵源として影響を与え続けることとなる。

2. ブランカ1世からブランカ2世への王位継承権

ブランカ 2 世の継承権の法源はどのようなものなのか、その母であるブランカ 1 世に遡って、ブランカ 2 世の権利への道筋を概観する。ブランカ 1 世(在位1425 - 41年)は、1385年にカルロス 3 世高貴王を父に、レオノール・デ・カスティーリャを母として生まれた。レオノールはそのカスティーリャの所領からあがる地代収入により夫より裕福であり、そのため舅であるカルロス悪徳王の毒殺に脅え、長らくナバーラではなくカスティーリャに住んでいた。ブランカは、母と共に 7 歳で初めてナバーラの地を踏み、美形が多い「ブランカ・デ・ナバーラ」の例に漏れず、後に「ビアナ公の美しき母」と呼ばれる容姿をして

¹⁹ Ramírez Vaquero, R., *Historia de Navarra, II: La Baja Edad Media*, Pamplona, 1994, p.68.

²⁰ Ramírez Vaquero, E., "Los restos de la reina Blanca de Navarra y sus funerals en Pamplona", Principe de Viana, N°208, pp.345-358, p.357.

いた。1413年に姉のフアナが亡くなり、王位継承者となり、1419年に後のアラゴン王フアン2世と「彼女(ブランカ)の美しさに惹かれ、元々相思相愛で弟のエンリケと結婚したマリア・デ・カスティーリャでも、10年間婚約していたイサベル・デ・ナバーラでもなく、王位継承者となったブランカと結婚した」とされている。



図5. オリテのサンタ・マリア教会のブランカ1世(筆者撮影)

この婚姻とブランカ1世の王位継承権については、1419年10月から11月にかけて、ロンセスバジェス、ラグアルディア、ビジャフランカ、ララソアーニャ、エステージャ、パンプローナ、ビジャバ、トラルバ、オリテ、アギラル、ランツ、サングエサ、ロス・アルコス、ラ・ブラカ、サン・フアン・デ・ピエ・デ・プエルト、トゥデラ、身分制議会で以下のように宣誓され承認されている。

(前略)上記のコンセホは、我々の救い主である王に謁見し、出席し、ナバーラ王国三身分のコルテスに自ら赴きオリテに我が女王であり、正統な君主であり、主人であり、長女であり、王の治世の後に、それがたとえ嫡出の息子であろうと娘であろうと、いかなる別の人物でもなく、我々の前述のナバーラ国王の継承者であるブランカ様以外の継承者が出現したり、任命されたりすることはありえない。(中略)フアン王子と前述の女王は、結婚の署名の後、自身で王国の身分制議会に出席し、カスティーリャ総督と王は、女王たる王女と夫である前述のフアン王子が、その夫として妻の

持つ権利により、そして王が彼らよりも先に逝去された場合、他でもない 女王と王が継承権を受け取るだろう。そしてその継承権は嫡出の息子もし くは娘に譲ることとすることを取り決めた…²¹

我が国の、そしてスペインの多くの概説では、この婚姻によりトラスタマラ 朝ナバーラ支配が始まるとしているが22、この史料からわかるように、実際に はアラゴンのフアン王子の権利はあくまで王婿に留まるものであると明確に定 められている。1421年5月29日に長子カルロス(在位1442-61)が誕生し、翌 1422年6月11日に王位継承者として宣誓される。カルロス3世はこのカルロス のためにビアナ公領を創設し23、これ以降現在(2014年)のレオノール皇太子 に至るまで、ナバーラの王位継承権は、ビアナ公となることで自動的に保証さ れることとなる。1425年9月7日にカルロス3世高貴王は死去したが、遺言で 娘ブランカに王位を譲り、ブランカの死後はその子供たちに継承されると定め た。ブランカの夫フアンへの言及は一切なく、カルロス3世とブランカ1世の 死後は、彼女の子供が継承権を行使することが強調されている。カルロス3世 崩御の知らせを受けた時、フアンはタラソナで兄アラゴン王アルフォンソ5世 と会談していたが、その場で兄に付き添われ、馬に乗って野営地を動き回って ナバーラ王となることを宣誓し、部隊が歓呼したとされている。しかし、当時 の年代記では「いかなるナバーラ人も出席せず、また(王位継承は)慣習とフ エロに従い、定められた場所と方式で王国の特権層にまず宣誓されるものなの で、無効である」としている24。ナバーラの慣習は、身分制議会の承認を得な い王を決して認めなかったが、フアン王子はナバーラ議会を無視し続ける²⁵。

ブランカ1世とフアン王子の間には、1426年に後のブランカ1世(在位1461

²¹ Archivo General de Simancas (以下AGSと略), Patronato Real, 10leg.fol6, 10-7, 10-8, 10-9, 10-10, 10-11, 10-12, 10-13, 10-14, 10-15, 10-16, 10-17, 10-18, 10-19, 10-20.

²² ビセンス・ビーベス、J. (小林一宏訳)『スペイン―歴史的省察―』岩波書店、1975年、107頁; 262頁では、1425年からフアン2世がナバーラ王になったとしている。また、立石博高編『スペイン・ポルトガル史』山川出版社、2000年の89頁;140頁では、41年までブランカ1世とフアン2世の共同統治、1458年からフアン2世が単独統治したとされている。

Ramírez Vaquero, E., Carlos III rey de Navarra, Principe de sangre Valois (1387-1425), Gijón, 2007, pp.159-166. ビアナ公領は、それまでナバーラの伝統になかったものだったイングランドのプリンス・オブ・ウェールズ、ヴィエンヌのドーファン、カスティーリャのアストゥリアス公領を模して新設された。

²⁴ Usunáriz Garayoa, J.M., op.cit., p.84.

²⁵ AGN, carpeta 4, 1449. 1462年に身分制議会において、フアン2世が三身分を無視していることについて、強い抗議が出ている。

-64) が、1427年に後のレオノール1世(在位1464-79) が誕生し、同年オリ テの身分制議会で、長子カルロスが欠けた場合、長女ブランカ、そして次に次 女レオノールの王位継承権を認める宣誓がされた。1429年5月18日にようやく フアンがナバーラ女王の夫として戴冠したが、そこでの宣誓は「ナバーラの主 である前述の女王で女主人によりその用益権に預かれるもの」で、ブランカ1 世の死後にフアンが再婚した場合、ナバーラへの権利は消失するという内容で あった26。しかしフアンは、自らの存命中にナバーラ王位を息子や娘に渡すつ もりはなかった。ナバーラ王国にフアン2世が不在であるにもかかわらず、ナ バーラ総合文書館にあるブランカ1世の文書ほとんどがフアン2世の名前、も しくは連名で出されていることからもわかるように、ブランカ1世はフアン2 世の軍事力を、家産を守る頼みにしていたことが窺われる。ブランカ1世は「決 して父の了承なしにカルロスは王になってはならず、父と対立することのない ように」と遺言し²⁷、この曖昧さが15世紀のナバーラとアラゴンにおける、フ アン2世とビアナ公カルロスの父子間の紛争の原因となる。つまり、フエロに 定められた21歳になっていたにも関わらず28、ビアナ公カルロスは父が認めな い限り親政ができなくなったのである。ブランカ1世は、娘ブランカとエンリ ケ王太子との結婚式に付き添った後、1441年にセゴビアで乳癌により亡くなっ た。

3. ブランカ2世

ブランカ2世(1424年生、在位1461-64年)は、母と同様「ビアナ公カルロスの美しい妹」と称賛される美形で、兄カルロスと共にブランカは、祖父カルロス3世と母ブランカにより、エンブレマティックなオリテの王宮²⁹にて教育を受けた。

²⁶ Usunáriz Garayoa, J.M., op.cit., p.85.

²⁷ Archivo General de Navarra (以下AGNと略), Co documentos, caj.161, N°2, 3, 4.

²⁸ Campión, A., op.cit., p.229. エヴルー朝を開いたフェリペ・デ・エヴルーは、「神のご加護により、私と女王から生れ出た各最初の子供が21歳になるとき、正統な王として我々はこれに統治させ支配させるために、独立させるのである」という宣誓をしている。当時、王国はこの宣誓による用益権すら認めず、家父長制を拒否している。

²⁹ パンプローナにある古い城が、カルロス3世期にはゴシック様式で改修され、そこでイングランドのリチャード2世の宮廷に倣った塗油儀礼やフアナ2世から始まる戴冠式、葬礼といった宮廷儀礼が発展させられ、王族の眠る墓が整えられた。同様に、オリテ、エステージャの古い城や、トゥデラやサングエサのカストラムといった管区の頭となる城の整備も進められた。中でもオリ

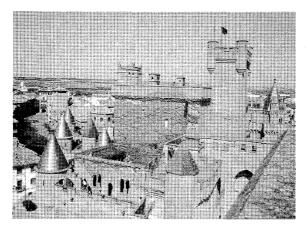


図6. オリテの王宮(筆者撮影)

ブランカが歴史の表舞台に登場するのは、1436年のトレド講和においてである。1430年アルバロ・デ・ルナが父であるアラゴン王子フアンとの間の戦争の一環として、ナバーラに侵攻し、アラゴンの王子たちが敗北し、ラグアルディアやサン・ビセンテ・デ・ラ・ソンシエラ、カブレド、ヘネビジャなど数々の村落がカスティーリャに奪われてしまうという事態となる。同年7月に5年の休戦条約が結ばれ、9月22日のトレド講和で、ブランカ1世はこれらの村落をナバーラに回復した。この講和の条件には、カスティーリャ王フアン2世の王太子エンリケとブランカ1世の長女ブランカの婚姻が含まれていた。ブランカ1世の、長女でありカスティーリャ王太子との結婚が決まっていたブランカに対する扱いは、妹レオノールの場合とは格段の差があり、ブランカ1世は、長女のためにわざわざイングランドで衣装を誂えている。エウヘニオ4世の1436年12月14日付の勅書で結婚が認められたが、この時点では二人が幼かったため、1440年9月15日に実際の結婚式がバリャドリッドで執り行われた。

ブランカ2世の名は、王太子エンリケ、後のカスティーリャ王エンリケ4世のインポテンツを理由とする婚姻無効と、それに端を発した王位継承戦争の結果であるカトリック女王イサベルの即位のインパクトの強さから有名となった。しかし、結婚の無効化の実際の大きな原因は、エンリケ4世とブランカの父フアン2世の関係破綻である。フアン2世はカタルーニャの反乱の対応で、アラ

テは、宮廷が最も日常的に置かれ、宴や祝祭、トーナメントや馬上槍試合、闘牛が催され、使者 が迎え入れられた。

ゴンが常に財政難にあったことから、ブランカ1世の死後、ビアナ公カルロスの王位継承を認めず、1441年11月のサント・ドミンゴ・デ・ラ・カルサーダの会談でビアナ公を国王代理とした。ナバーラ王位をめぐる父子の対立は、フアン2世についた商人と職人そしてレメンサ農民から成るブスカ派に対抗して、都市支配層から成るビガ派がビアナ公をバルセロナ伯として担ぎ上げたことにより先鋭化した 30 。1451年夏には、エンリケ4世がビアナ公カルロスと同盟を結び、ブランカの父と夫の関係が破綻する。ビアナ公の死後に、今度はエンリケ4世がバルセロナ伯に推挙されたことから、ブランカとの婚姻関係の破綻は決定的となった。1454年春にエンリケの申し立てで離別が決まり、結婚はセゴビア司教によって無効であると宣言された 31 。パレンシアの年代記は、ブランカの結婚の無効についての最初の言及がある。

エンリケ様は、16歳の時にかの偽の結婚式を挙げた。舅への何らかの親愛の情があった長きにわたり、その妻を公には軽んずることはなかった。それにもかかわらず、彼女が優しく、そして彼の愛情を得ようと努める一方で、彼は守るべき夫婦の名誉を誰かが侵害することを望んでおり、可能であれば、教唆により、その同意の下、無関係な子孫が王位継承を保証することを望んでいた32。

パレンシアは反エンリケの立場から、エンリケ4世が自らの不能を誤魔化そうとしたとした。しかし親エンリケの立場から書かれた年代記では、ブランカ側の妨害により結婚生活が成立しなかったとし、「(エンリケは)魔術をかけられたか、他の悪しきことをされた)記されている³³。またエンリケ4世の家庭教師ロペ・デ・バリエンテスと、養育係ディアス・デ・メンドーサの二人は、「(エンリケは)三年間同居し、すべての愛情でもって肉体関係を持とうとした。ナバーラ王女を知りえなかったのは、前述の婦人が魔法をかけていたからである」³⁴と述べ、ブランカによる性行為の妨害と魔女術の行使³⁵について証言している。

Maritín, J.L., "La crisis del pactismo", Historia, 16, pp.65-75, pp.73-74.

³¹ AGS, patronato real, leg.12, fol.1.

³² De Palencia, A., Décadas, Madrid, 1973, Libro I, cap. II.

³³ Memorias de don Enrique de Castilla, Madrid, 1985, tomo II, p.58. "estaba fechizado ó fecho otro

³⁴ De Palencia, Ibid., p.LVII.

³⁵ ジャンヌ・ダルクの時代、フアナ・デ・ナバーラは娘婿へンリー5世に魔女であると告発されたが、このように宮廷の女性にも魔女の疑いがかけられることがあった。

しかし、反エンリケ・プロパガンダが強まるにつれ、ブランカの名誉が確立 されていく。パレンシアの年代記では以下のように述べられている。

エンリケ王子様は、固い意志を持って不幸な妻を棄てるに至ったわけではなかった。しかし緊密な距離を保ちつつ、間接的に愚かな腐敗へと傾けようとしていた。後に、叔父でもある舅が去り、恐怖による抑圧から解放されると、妻への極度な嫌悪と無関心を示し、疎遠となっていった。遂には、王位継承者がいないことを不当にも彼女のせいとし、前々から考えていた婚姻の無効化の口実として、取り巻きたちに広めさせた。エンリケ様の陰謀が全て尽き果て、さらに公の手段に訴え、結婚が無効であるとするための教皇の特赦を、偽りの理由で得ようとするに至った。無益な結婚の間、非常に誉れ高かった尊い正統な妻を苛烈に攻め立て、妻はナバーラに戻った。分別ある女性にとって、スキャンダラスで卑劣な手続きである、エンリケの偽の証言に異議を唱えるために赴くのを後に拒んだため、真実は、公の誹謗中傷に勝利したのである 36 。

ブランカは貧窮を余儀なくされながらも「熟考の末、自ら城を出る前に全ての侮辱や辱めを蒙る覚悟をした」ことが功を奏し、ブランカの名誉は歴史的に守られ、エンリケ4世のインポテンツの言説が広まる結果となった 37 。ニコラス5世は、1453年12月1日付で、三人の司教に採決を委ね 38 、「性的不能が絶対的でも永続的でもなく相対的な場合、エンリケとブランカは婚姻関係を完全に無効にでき、それを公にし、離別と再婚が完全に可能である」 39 とした。身体検査によりブランカは処女のままであることが確認され、アルカサレン勅書がセゴビアから7月27日付でローマに送られた。バレーラの年代記には、ブランカの姿勢について以下のように述べられている。

王太子は、前述の王太子妃と12年以上前に結婚し、3年以上同居され、全ての愛情と誠実さで、前述の王太子妃と相対した。このように彼女と過ごしたわけだが、いかなる方法でも決して彼女と結婚生活を営むことはでき

³⁶ De Palencia, A., *Décadas*, Libro I. cap.VIII.

³⁷ Suárez Fernández, L., Enrique IV de Castilla, Ariel, 2001, p.58.

³⁸ Suárez Fernández, L., Ibid., p.128.

³⁹ Azcona, T., Isabel la Católica, Madrid, 1964, p.22.

なかった。王太子妃は生まれたときのように無垢で、検察官が認めたように、肉体関係はなかった。離別された妻はいかなる憤慨もみせず、1462年4月29日と30日に、父に対して虐待で抗議し、ブランカはエンリケ4世のために、エンリケ4世が庇護者になることを望んで、ナバーラに関する全ての権利を放棄した40。

この婚姻無効騒動の中で「唯一威厳を保った」⁴¹とされるブランカの模範的な対応は、エンリケ4世の二番目の王妃フアナの不行跡と比べて正統性を表すものとみなされ、その後のカスティーリャでも年代記で引用され、フアナとその娘を廃嫡に追い込む根拠の一つとなる。当時の年代記では、ブランカは総じて賞賛され、その名誉は完璧なまでに守られている。ブランカは貴族の女性の模範である「美しき謙虚さ」を兼ね備えていたと考えられ、また自分の権利が何かを理解し、父フアン2世に抗議する意志の強さもみられる。そこから、ブランカの外国として介入しナバーラを利用する父フアン2世への拒絶と、兄ビアナ公カルロスとその同盟者であったエンリケ4世を一貫して支持する姿勢が窺われる。

4. ナバーラ王国での「ブランカ2世」

ナバーラに戻された後のブランカは、1464年に亡くなるまでどのように過ごしたのだろうか。当時のナバーラ王国では、ビアナ公カルロスを支持する、カルロス2世の孫でありビアナ公の養育係で顧問だったルイス・デ・ベアモンテを中心とするベアモンテ派と、フアン2世を支持するアグラモンテ派の二つに分かれていた。フアン2世は、1444年にフアナ・エンリケスと再婚した時点でナバーラへの権利を喪失したにもかかわらず、「カルロスとブランカは死んだものとみなし、ナバーラ王家から親不孝と不服従により王位継承に値しない」42としたため、1455年にブランカはナバーラの王位継承から外され、妹のレオノールが王位継承者となる43。そのためフアン2世は、ビアナ公カルロスからの王位簒奪者であるとみなされている44。しかし、1459年1月に、ビアナ公カルロ

⁴⁰ Memorias de don Enrique de Castilla, op.cit., p.61.

⁴¹ Perez-Bustamante, R., Calderón Ortega, J.M., op.cit, p.92.

⁴² Zurita, J., Anales de Aragón, vol.7, Zaragoza, 1998, p.147.

⁴³ Usunáriz Garayoa, J.M., op.cit., p.90-91;

⁴⁴ Ramírez Vaguero, E., Carlos III rev de Navarra, Príncipe de sangre Valois (1387-1425), p.325.

スはフアン2世と和解し、ブランカも1460年にゆるされたため、ブランカは、パンプローナに居を構える。兄カルロスは、フランス王ルイ11世との同盟を模索し、ブランカをフランス王の甥である、ジェノヴァ伯フィリベルトと結婚させようとする。しかし同年12月にカルロスが、エンリケ4世と共謀して謀反を企んだとして投獄され、これに抗議しカタルーニャで反乱が起きた。1461年カルロスは釈放され、6月21日には、全王国の継承者として承認されるが、9月23日に死去する。ビアナ公カルロスは、カルロス3世の遺言に倣い、妹のブランカを王位継承者としていたため、ビアナ女公となったブランカは、レリン伯ルイス・デ・ベアモンテによりナバーラ女王ブランカ2世として推戴される。1462年にルイス・デ・ベアモンテが死んだ後は、フアン2世とレオノールそしてフォア伯の同盟に対抗するため、弟のサン・フラン・デ・イェルサレム修道院長フアン・デ・ベアモンテがブランカ2世を支持するなど、ナバーラ国内最大派閥に堅固に承認されていた45。

1461年8月にエンリケ4世がカタルーニャ反乱派によりバルセロナ伯となることを宣言し、この危機に際し、フアン2世はフランス王ルイ11世に仲介を求めた。ブランカは再婚することなくロンセスバジェスで暮らしていたが、1462年4月23日、フアン2世は強引にブランカを、ルイ11世とのソヴテールの会談に連行する⁴⁶。その際、ブランカは公証人をロンセスバジェスに呼び、これから父に強要されるいかなる権利の譲渡も無効とするよう手続きをする。当時38歳だったブランカは、この日、16歳のベリー公との結婚を強要されるが拒絶し、再びフアン2世に疎まれる。26日にエンリケ4世、アルマニャック伯、国王代理フアン・デ・ベアモンテとペドロ・ペレス・デ・イルリタに救援要請をする。29日に厳しい監視をうかがわせる手紙が送付される。4月30日には自らの権利を守る手立てがないと判断し、サン・フアン・ピエ・デル・プエルトにて全てのナバーラに関する権利をエンリケ4世に譲渡し、このことは後にガストン4世とルイ11世を脅かし続けることとなる⁴⁷。この譲渡により、カスティーリャにナバーラの王位継承権がもたらされ、エンリケ4世はナバーラ問題に介入す

⁴⁶ まだブランカ 2 世のhostal など経済基盤についての研究が進んでおらず、この時点でベアルヌに 所領があったことしかわかっていない (De Andrés Martín, J.R.(dir), La gran Aventura del reyno de Navarra. Fundación y evolución del Viejo reyno y sus relaciones con los actuales territories vascos (712-1512), Maidrid, 2011.)。エンリケ 4 世と結婚した際に与えられた父フアン 2 世のカスティー リャ王国内の所領やナバーラ王国の実権は誰が握っていたかについては、今後の研究としたい。

⁴⁶ Suárez Fernández, L., Enrique IV de Castilla, Ariel, 2001, p.251.

⁴⁷ Boissonnade, op.cit., p.105.

る機会を得たにもかかわらず、カタルーニャとナバーラから全面的に撤退する。 フランスは反フアン2世に転じ、1463年4月24日ルイ11世はエステージャを カスティーリャに割譲する代わりに、エンリケがカタルーニャの権利を放棄す るバイヨンヌ裁定を下した。これはアラゴン王国の利益のためにナバーラ王国 を犠牲にする内容であり、これにはレオノールも反対している。



図7. ナバーラ王国の管区48

1464年12月2日にブランカは、ビアナ公カルロスの路線から外れ、ナバーラのアラゴン王国への併合を目論む父に従ったレオノールを自らの王位継承者から除外したことから、レオノールの夫であるフォア伯もしくは実父フアン2世によって毒殺され⁴⁹、フォア伯夫妻がナバーラの王位継承者として認められる。

⁴⁸ Sagredo, I., *Cuando éramos navarros. Defensa y pérdidas del territorio (778-1620)*, Pamplona, 2012, p.83. 西側がエステージャ。

⁸⁹ Anales del Reino de Navarra, tomo IV, lib. XXXII, ca.XII, p.593によれば、妹であるフォア伯妃の 女官によって毒殺されたとある。Campión, A., op.cit., p.258に引用されているブランカ2世の遺言は以下の通りである;「正統な遺産により、私の妹レオノール王女に…300 (カルロス) フローリンを現金で遺すこと…そして、私の正統な後継者により、上述の王女を、全ての他の私のナバーラ王国と他のすべての所領と地代収入、権利と財産から取消し、引き離すことを、規定し、命じる」「前述の王子(ビアナ公カルロス)による多大な困難、悲哀、蒙った苦悩の原因」であるフアン2世の簒奪に触れ、「私が前述の王国の長女であり、女主人であり王位継承者であることから、前述の王である私の主君である父、前述の私の妹である王女とフォア伯の執拗な申し立

これがフェロに基づいて継承された最後の例で、以降エヴルー朝の伝統の威光が失われたフォア朝、アルブレ朝からは、拡大解釈が始まり、男子傍系による王位継承への介入が始まる 50 。フェロに基づく女性継承の慣習が瓦解すると同時に、ナバーラ王国も終焉に向かっていったのである。

5. おわりに

ブランカ2世は、エンリケ4世との結婚無効においてのみ名を残し、その後 はエンリケ4世関連の文献において、離別された女性に生きる道はなく、ナバー ラに戻された後、程なく毒殺されたとあるように、史料に乏しく、まだスペイ ンでもよく知られていない。しかし彼女は、自らの意志で兄ビアナ公カルロス を支持し、自らの政治的野心のためにナバーラを犠牲にする父親に対抗した。 離別後も名目的にブランカ2世として推戴され、フランス王の甥や弟との縁談 が持ち上がるほど、政治的利用価値があった。また、兄ビアナ公カルロスと同 等の王位継承権を持ち、フォア伯が王位を簒奪しようとしても、ブランカを毒 殺するまで正当な継承権は得られなかった。ブランカの正統性を保証してきた のは、エヴルー朝の伝統である。1461年のビアナ公カルロスの死がエヴルー朝 終焉の年とされるが、実際にはブランカが亡くなった1464年までその伝統と慣 習は存続したのである。ボワソナードは、フォア朝の台頭を「不吉な王朝交代」 であるとし、もしエヴルー朝のように古く、尊重され、服従されてきた王朝な らば、フランス、アラゴン、カスティーリャの介入による危機からナバーラは 脱せられたとし、エヴルー朝の終焉と共に、人々のナバーラ王国への帰属・愛 国意識が失われたとする。そしてフォア朝、アルブレ朝という外国起源の脆弱 な王朝では、確かな愛着を臣下に呼び起こすことはできず、イタリア政策の利 害調整の場として、ただ中立でいることしか術がなくなり、独立を保つ力を持 ちえなかったとする⁵¹。実際にエヴルー朝も外国から来た王朝であったが、「古 くからある王国」イメージの形成に成功し、それが権威を持ったのである。

てを、前述の王子の亡くなる前と亡くなった後に、私をほとんど囚われにした状態で私に強要した。」。 ブランカ 2 世は、レスカルの大聖堂に埋葬されている。

⁵⁰ Fuero General de Navarra, Pamplona, 1869, libro II, capítulo I, 「王国が存続する間、永遠に嫡出子が二人もしくは三人もしくはさらなる息子もしくは娘たちがいる全ての王は、父が亡くなれば、兄弟姉妹の年長者に継承権を移すこと」という慣習に対し、レオノール1世の次男の系統であるナルボナ派は、サリカ法がナバーラ王国において一度も廃止されていないと主張し、男子傍系の継承権を要求した。

⁵¹ Boissonnade, op.cit., p.113.

ブランカ2世は、ナバーラ王国において保たれ続けた伝統的な政治文化や王位継承の正統性を体現する最後の人物で、中世以降の女性継承による領有のパラダイムの最終局面を表しているといえる。加えて、正統であるべき王国と王位継承権が失われていく時期に、どの年代記でも模範的な女性であると称えられているブランカ2世は、その正統性ゆえに悲劇性が高まり、国民文学としてナバーラの本質を表象するヒロインとして立ち現われ、今日に至るまでナバーラの人々の拠り所の一つとなっているのである。